資 料 2

高度又は専門的な医療の提供について

高	度	又	は	専	門	的	な	医	療	の	提	供	に	つ	い	て											•	 Ρ.	1	~	Ρ.	3
																															Ρ.	
【 医	資師	料及	2 び	歯	2 科	】 医	師	の	専	門	性	に	関	す	る	資	格	名	の	広	告	に	つ	い	て			 Ρ.	6	; ~	Р.	10
																															Ρ.	
【診必	資療要	料ネ性	2 ツ	- - -	4 ワ 	<u>]</u>	ク 	を	支	え 	る	高	度	な	医	療 · ·	機	能	を 	有	す	る	病 · ·	院	の · ·	•		 Ρ.	15	ō ~	Р.	1 6

高度又は専門的な医療の提供について

1. 検討の背景

- ◆ 高度又は専門的な医療を提供する医療機関や専門医については、その情報について患者・国民からのニーズが高く、またその役割に対して患者・国民の期待も高まっているが、その一方で、近年、これらの医療機関や専門医が関わる医療事故も発生している。
- ◆ こうした背景により、患者・国民による高度又は専門的な医療への信頼を確保することが不可欠となっており、 高度又は専門的な医療について、患者・国民による適切な医療の選択を支援し、安全、安心で質の高い医療を提供 する観点から、その質を確保するための制度の充実が求められている。

2. 現行の国における取組

- ▶ 高度な医療の提供については、機能・特質に応じた施設の体系化を進めることを通じて、医療資源をより有効に活用する観点から、高度な医療を提供する医療機関について厚生労働大臣が個別に承認を行う特定機能病院制度を設けている。(資料2-1参照。)
- ▶ 専門的な医療の提供については、特定機能病院制度のほか、医師等の専門性を表す以下の事項について、広告規制制度の中で「広告できる事項」として定めている。
 - ・ 「厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準」(平成 14 年厚生労働省告示第 159 号。) を満たす学術団体の届け出により、当該団体が医師及び歯科医師の専門性に関して認定する資格名(いわゆる「専門医資格」)を広告可能としている。(資料 2 - 2 参照。)
 - ・ 医療法施行令において、医業及び歯科医業について診療科名を規定し、標榜(広告)可能としている。(資料2-3参照。)
 - ※ 「麻酔科」については、厚生労働大臣が診療に従事する医師からの申請に基づき、個別に審査の上、標榜を 許可している。

3. 特定機能病院制度や専門医に関する主な指摘等

(1) 医療提供体制の改革に関する主な論点(関係部分抜粋)

<特定機能病院>

○ 医療機能の分化、連携を推進する観点から、特定機能病院や地域医療支援病院の在り方、要件等についてどのように考えるべきか。

<専門医>

○ 専門医については、現在、広告規制制度の中で、研修体制、試験制度等の基準を満たした学会による認定専門 医を、医療機関が広告できる事項としているが、専門医の在り方について検討が必要ではないか。

(2) 専門医に関するその他の指摘

専門医については、「医療分野における規制改革に関する検討会」報告書において、専門医の資質や信頼性の向上について指摘を受けるとともに、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年5月30日 閣議決定)では、高い技術を習得した専門医の育成を促す措置を講ずることとされている。

「医療分野における規制改革に関する検討会」報告書(平成 16 年 1 月 29 日)

- 2. 主要な規制のあり方
- (6) 医療資格者の資質の確保・向上等
- ⑤ あわせて、専門医の資質や信頼性の向上にも取り組んでいく必要がある。まず、専門医の認定等を行っている関係の学会において、患者・国民からの信頼を高めるための取り組みを行うことが適切であるが、更に、国としても、学会の取組状況を踏まえながら、その推進を図ることも必要である。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成17年3月25日 閣議決定)

医師・医療従事者の質の確保

(2)患者に対し良質で安心できる医療サービスを提供できるよう、高い技術を習得した専門医の育成を促すほか、より専門性の高い看護師等の育成や、臨床研修等の教育環境整備等、具体的な措置を講ずる。

4. 特定機能病院制度や専門医等に関する主な論点

(特定機能病院制度)

- 現行の特定機能病院制度については、限られた分野において高度先進医療の提供を行うことをもって、特定機能病院の承認が与えられることから、特定機能病院であっても必ずしも病院全体として高度な医療を提供しているとは限らないこと、また、「特定機能病院」という名称について、その行う医療の内容が患者・国民にとってわかりづらいと考えられること 等の問題があると考えられるが、これらも踏まえ、承認要件や名称を含め特定機能病院の在り方についてどのように考えるか。
- 医療計画制度の見直しにおいては、医療機能の分化・連携を一層推進していく中で、高度な医療を提供し地域の診療ネットワークを支援する病院の位置付けについて検討が行われているが、当該病院と特定機能病院との関係をどのように考えるか。

(専門医等)

- 現在、国は広告可能な専門医について認定を行う学術団体に関して、法人格や会員数等の外形基準を定め、認定基準等の専門医の質の確保については当該学術団体が担っているが、専門医の質の確保に当たり、国が一定の関与を行うことについてどのように考えるか。
- 心臓外科や血管外科等、特に高い専門性が求められると考えられる一定の領域については、国民に安全、安心で質の高い医療を提供する観点から、専門医の養成・確保や専門的医療を行うものとして一定の基準を満たした医療機関を、専門病院として評価することについてどのように考えるか。
- 標榜診療科制度のあり方についてどのように考えるか。

特定機能病院制度について

1 趣 旨

良質な医療を効率的に提供するためには、機能・特質に応じた施設の体系化を進めることを通じ、医療資源がより有効に活用されるようにすることが必要。このため、平成4年の第2次医療法改正において特定機能病院を制度化し、高度な医療を提供する医療機関については、以下のような趣旨に基づき、厚生労働大臣が個別に承認している。

- (1) 高度な医療技術水準の確保のためには、継続して高度医療を必要とする症例を扱うことが必要。
- (2) 高度医療のための人員、設備を、多くの医療機関で持つことは非効率。
- (3) 患者にとっても、真に高度な医療が必要かどうかをいったん地域の医療機関で判断してもらった上で、必要に応じ高度な医療機関に行く仕組みが妥当 (紹介制の考え方の導入)。

2 役 割

○ 高度医療の提供

○ 高度医療技術の開発・評価

○ 高度医療に関する研修

3 承認要件 (詳細は、参考資料 1 参照。)

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること(紹介率30%以上の維持)
- 病床数・・・・・400 床以上の病床を有することが必要。
- 〇 人員配置
 - ・医師・・・通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。
 - ·薬剤師····入院患者数÷30 が最低基準。(一般は入院患者数÷70)
 - ・看護師等・入院患者数÷2.5 が最低基準。(一般は入院患者数÷3) [外来については、患者数÷30 で一般病院と同じ]
 - ·管理栄養士1名以上配置。
- 〇 構造設備・・・・集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要。

等

4 平成16年に行った承認要件の見直しについて

(1) 見直しの経緯

特定機能病院に係る承認要件のうち、病床数について「規制改革推進3か年計画(再改定)」において指摘がなされたことを踏まえ、従来の「500床」から「400床」に病床数の緩和を行うとともに、併せて、高度な医療を提供する等の特定機能病院本来の趣旨に沿って、特定機能病院の高度医療に関する要件の見直しを行うこととしたもの。

(2) 見直しの概要

- 〇 医療法施行規則第6条の5に定める特定機能病院の有すべき病床数をそれまでの「500床」から「400床」 に緩和。
- 医療法施行規則第9条の20に定める特定機能病院の管理者が行うべき事項のうち
 - 1. 高度の医療の提供について、それまでの努力義務を、管理者の義務としたこと。
 - 2. 高度の医療技術の開発及び評価について、それまでの努力規定を、管理者の義務としたこと。
- 〇 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長 通知)について、以下を内容とする改正を行った。
 - 1. 高度の医療に係る範囲の見直し。
 - 2. 高度の医療技術の研究及び開発に係る要件の明確化。
 - 3. 高度の医療に関する研修に係る要件の明確化。

5 承認を受けている病院(81病院)

○ 大学病院の本院(79病院) ○ 国立がんセンター ○ 国立循環器病センター

学術団体が設ける医師及び歯科医師の専門性に関する資格名の広告について

1. 概要

- 医業又は医療機関に関する広告については、医療法第69条で制限されているが、広告規制の緩和により、客観的で検証可能な事項を広告可能としている。
- 平成14年4月より、「研修体制、試験制度その他の事項に関する基準」を満たす学術団体が厚生労働大臣に届出 を行った場合に、当該団体が医師及び歯科医師の専門性に関して認定する資格名について広告可能とされたところ。
- 「研修体制、試験制度その他の事項に関する基準」については、客観的な基準が告示で定められており、基準を満たした学術団体からの届出を受理することで、順次、広告可能な資格名を追加している。
- 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成14年3月29日厚生労働省告示第158号) 二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体 が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨
- 厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準(平成14年3月29日厚生労働省告示第159号) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項第二十六号に規定する厚生労働大臣が定める研修 体制、試験制度その他の事項に関する基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - ー 学術団体として法人格を有していること
 - 二 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が医師又は歯科医師であること
 - 三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること
 - 四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること
 - 五 医師又は歯科医師の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること
 - 六 資格の認定に際して五年以上の研修の受講を条件としていること
 - 七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること
 - 八 資格を定期的に更新する制度を設けていること
 - 九 会員及び資格を認定した医師又は歯科医師の名簿が公表されていること

2. 広告可能な資格名(平成17年5月現在)

資格名の数:39 (団体の数は41*)

※ 複数の学術団体が合同で専門医を認定したり(心臓血管外科専門医など)、一つの学術団体が複数の専門医を認定したりする(日本胸部外科学会)ので、資格名の数と団体の数は一致しない。

(参考) 広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名(平成17年5月現在)

	1 ET EN AN AN AN AN AN AN	,,, 0,,
団体名	資格名	資 格 者
(社) 日本整形外科学会	整形外科専門医	医師
(社)日本皮膚科学会	皮膚科専門医	医師
(社)日本麻酔科学会	麻酔科専門医	医師
(社) 日本医学放射線学会	放射線科専門医	医師
(財) 日本眼科学会	眼科専門医	医師
(社) 日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	医師
(社)日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	医師
(社) 日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	医師
(社) 日本形成外科学会	形成外科専門医	医師
(社)日本病理学会	病理専門医	医師
(社)日本内科学会	内科専門医	医師
(社) 日本外科学会	外科専門医	医師
(社)日本糖尿病学会	糖尿病専門医	医師
(社)日本肝臓学会	肝臓専門医	医師
(社) 日本感染症学会	感染症専門医	医師
有限責任中間法人 日本救急医学会	救急科専門医	医師
(社)日本血液学会	血液専門医	医師
(社)日本循環器学会	循環器専門医	医師
(社)日本呼吸器学会	呼吸器専門医	医師
(財)日本消化器病学会	消化器病専門医	医師
(社)日本腎臓学会	腎臟専門医	医師

資格名	資格者
小児科専門医	医師
口腔外科専門医	歯科医師
内分泌代謝科専門医	医師
消化器外科専門医	医師
超音波専門医	医師
細胞診専門医	医師
透析専門医	医師
脳神経外科専門医	医師
リハビリテーション科専門医	医師
老年病専門医	医師
心臟血管外科專門医	医師
心臟血管外科専門医	医師
心臟血管外科専門医	医師
呼吸器外科専門医	医師
呼吸器外科専門医	医師
消化器内視鏡専門医	医師
小児外科専門医	医師
神経内科専門医	医師
リウマチ専門医	医師
歯周病専門医	歯科医師
乳腺専門医	医師
	小児科専門医 内分がは 消化器 専門医 一内分がは 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で